

品川区用地会議要綱

制定	昭和52年	9月	1日
改正	平成4年	4月	1日
改正	平成13年	4月	1日
改正	平成15年	4月	1日
改正	平成19年	4月	1日
改正	平成21年	4月	1日
改正	平成27年	4月	1日
改正	令和5年	4月	1日

(設置)

第1条 品川区の公共用地の選定、取得および利用の適正に資するため、品川区用地会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項等)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項を審議する。

- (1) 用地の選定、取得および利用に関すること。
- (2) 用地取得後の使用目的の変更に関すること。
- (3) その他前各号に関する必要な事項

2 会議で審議の対象となる用地は、原則として、区の事業に係わるすべての用地とするが、下記の事業等に係わる用地については、審議の対象としない。

- (1) 都市計画事業
- (2) 住宅地区改良事業
- (3) 寄付および無償譲渡
- (4) 道路の角切りおよび拡張ならびに借地
- (5) その他区長が別に政策決定することが適当と認めたもの

(構成員)

第3条 会議の構成員は、次のとおりとする。

区長、副区長、教育長、企画部長、総務部長、会計管理者および当該用地関係部長

(幹事)

第4条 会議の審議運営を補佐するため、会議に幹事をおき、幹事は次のとおりとする。

企画課長、財政課長、経理課長、用地担当課長および建築課長

(会議)

第5条 会議は、区長が召集し、主宰する。

(審議事項)

第6条 総務部長は、幹事と協議のうえ、必要な資料を添えて付議する議案を会議に提出するものとする。

(報告)

第7条 総務部長は、会議で取得することに決定した用地について、所有者との折衝の経過等処理状況を会議に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、総務部経理課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるものにほか、会議の運営に関して必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和52年9月1日から適用する。

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。